

総合地球環境学研究所共同研究委員会規則

平成 28 年 4 月 1 日制 定
規則第 25 号
令和 4 年 4 月 1 日最終改正

(設置)

第 1 条 総合地球環境学研究所（以下「研究所」という。）に、共同研究の実施、研究活動上の不正行為防止、研究倫理（医学系研究を除く。以下同じ。）、組換え DNA 実験、知的財産等に関する事項を審議するため、総合地球環境学研究所共同研究委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(任務)

第 2 条 委員会は、以下に掲げる事項を審議する。

- 一 共同研究の実施に関する事
- 二 研究活動上の不正行為防止及び対応に関する事
- 三 研究倫理に係る審査に関する事
- 四 組換え DNA 実験に係る安全の確保に関する事
- 五 知的財産権に関する事
- 六 利益相反に関する事
- 七 研究所の研究者の国内外における野外研究活動の安全確保に関する事
- 八 協定の締結に関する事
- 九 その他研究活動の推進に関する事

(組織)

第 3 条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- 一 副所長のうち所長が指名した者
 - 二 プログラムディレクターのうち所長が指名した者
 - 三 研究教育職員のうち所長が指名した者
 - 四 管理部長
- 2 前条第 2 号から第 6 号の議案にあつては、所外有識者若干名を専門委員として加えることができる。
- 3 前項の手続きについては別に定める。

(任期)

第4条 前条第1項第2号及び第3号に掲げる委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

2 前条第2項の専門委員の任期は、審議案件に従い、その都度、委員長が定めるものとし、再任を妨げない。

3 欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選により選出する。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代行する。

(議事)

第6条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ議事を開き、議決することができない。

2 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

3 委員は、第2条第2号から第6号の議案にあつて自己の携わるものについては、その審議及び議決に加わることができない。

4 委員会は、必要に応じて委員以外の者に出席を求め、意見を聴取することができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、研究支援課において処理する。

(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

2 次に掲げる規則は廃止する。

一 総合地球環境学研究所共同研究委員会規則（平成22年4月27日制定）

二 総合地球環境学研究所活動上の不正行為等防止・対応委員会規則（平成19年3月12日制定）

三 総合地球環境学研究所疫学研究等に関する研究倫理委員会規則（平成18年12月26日制定）

四 総合地球環境学研究所知的財産委員会規則（平成16年6月8日制定）

五 総合地球環境学研究所野外研究活動委員会規則（平成22年2月23日制定）

附 則

この規則は、平成 28 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 3 年 9 月 14 日から施行し、令和 3 年 7 月 13 日から適用する。

附 則

この規則は、令和 4 年 3 月 8 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。